

資料 4-3 那須町被災者義援金配分委員会設置要綱

(平成 23 年 6 月 1 日告示第 86 号)

(設置)

第 1 条 那須町における災害に係る義援金の公平かつ効果的な配分を行うため、那須町被災者義援金配分委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所管事務)

第 2 条 委員会の事務は、次のとおりとする。

- (1) 配分対象者に関すること。
- (2) 配分基準に関すること。
- (3) 配分時期に関すること。
- (4) 配分方法に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、義援金の配分に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 那須町自治会連合会代表
- (2) 那須町民生委員児童委員協議会代表
- (3) 社会福祉法人那須町社会福祉協議会代表
- (4) 副町長
- (5) 総務課長
- (6) 企画財政課長
- (7) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

2 前項に掲げる者が、義援金被配分者となることが予想される場合は、委員から除外できるものとする。ただし、町長が当該委員の被災状況を勘案し適当と認める場合は、この限りでない。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、副町長をもって充てる。
- 3 副委員長は、総務課長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、会議で協議した事項について、遅滞なく町長に報告するものとする。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(補則)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から適用する。